

## テレワークの法と政策－比較法的考察を中心に－

### [研究メンバー]

主査	森戸英幸	上智大学教授
委員	岩永昌晃	京都産業大学専任講師
	梶川敦子	神戸学院大学准教授
	小西康之	明治大学准教授
	柴田洋二郎	中京大学専任講師
	長谷川珠子	日本学術振興会特別研究員・東京大学大学院研究科
	原 昌登	成蹊大学准教授

### [報告書目次]

はじめに

序章 日本法の現状と課題、及び EU テレワーク協約の概要

第 1 章 イギリスにおけるテレワーク

第 2 章 ドイツにおけるテレワークの法的保護

第 3 章 フランスにおけるテレワーク

－2005 年 7 月 19 日の全国職際協約を中心に－

第 4 章 イタリアにおけるテレワークとその法的規制

第 5 章 アメリカにおけるテレワークの労働法上の諸問題

第 6 章 障害者雇用にとってテレワークは有効か？

－障害をもつアメリカ人法の合理的便宜を中心に－

### [内容要旨]

IT(情報通信技術)の急速な進歩により、職場の環境や就業形態等が変化し、情報化社会にふさわしい新しいワークスタイルが求められている。その一つがテレワークである。ここでテレワークとは、事業主と雇用関係にある労働者が、労働時間の全部又は一部について、自宅(在宅勤務)やサテライトオフィスなど(モバイル勤務)「会社」以外の場所で働くことを指す。

2005 年のテレワークで就労する労働者(テレワーカー)の数は、674 万人。内訳は、週 8 時間以上の雇用型が 506 万人、同自営型が 168 万人であるという(国土交通省調査)。

実際にテレワーカーの数は確実に増加しているが、それに伴い新たな法的問題も生じている。そのような労働者についてどのように労働時間管理を行うか、テレワーカーが所属する「事業場」はどこか、使用者が労働者にテレワークを命じる権利はあるか、テレワーカーの安全衛生と労働

災害はどうなるのか。これらはいずれも、伝統的な労働法の考え方をそのままテレワーカーにあてはめられるのか、そもそもあてはめてよいのか、それが本当にテレワーカーという労働者の保護になるのか、というより根本的な論点と密接にリンクしている。

諸外国におけるテレワークの実態と法的状況の状況をみると、2002年にEUレベルの労使団体間でテレワーク協定が締結された。これは法的強制力のない、任意のものであるが、EU諸国で具体的な適用規則の検討を促した。調査した欧米5カ国のうち、ドイツ、フランス、イタリアにおいては、労使のテレワーク協約の形での議論が進められている。こうした大陸法の国々に対して、英米法のイギリス、アメリカにおいては、ワークライフ・バランス等の観点から労働条件の変更を申請する権利などが法定化されている。日本における対応の検討に参考となる。

研究会では、日本におけるテレワーク導入の取組みについて4社の企業訪問調査も実施したが、その結果は、引き続き行う企業訪問調査と合わせて別にとりまとめることとした。